

議 会 議 案 第 1 号

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

新居浜市議会議員	加 藤 喜三男
新居浜市議会議員	大 條 雅 久
新居浜市議会議員	岩 本 和 強
新居浜市議会議員	真 木 増次郎
新居浜市議会議員	仙 波 憲 一
新居浜市議会議員	白 旗 愛 一

新居浜市議会委員会条例の一部を改正する条例

新居浜市議会委員会条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属、常任委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条第1項中「は、議長が会議に諮って指名する」を「の選任は、議長の指名による」に改め、ただし書を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「会議に諮って当該委員」を「当該常任委員」に改め、ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同

条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年3月1日）から施行する。

提案理由

口頭説明